

多子軽減制度の例（ひとり親世帯等の特例（注6）を除く）

※4月1日時点で3歳以上の児童は無料になります。

※第3子以降の児童は無料になります。

【きょうだいが2人いる場合】

①第2子のみ保育所入所

| | | |
|-----|-----|-----|
| | 第1子 | 第2子 |
| | 小学校 | 保育所 |
| 負担額 | - | 基準額 |

【きょうだいが3人いる場合】

④第2・3子のみ保育所入所

| | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| | 第1子 | 第2子 | 第3子 |
| | 小学校 | 保育所 | 保育所 |
| 負担額 | - | 半額 | 無料 |

※保育料徴収基準額表（表面）注5（2）の例

②第1子が幼稚園、第2子が保育所入所

| | | |
|-----|-----|-----|
| | 第1子 | 第2子 |
| | 幼稚園 | 保育所 |
| 負担額 | - | 半額 |

※保育料徴収基準額表（表面）注5（1）の例

⑤第1子が幼稚園、第2・3子が保育所入所

| | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| | 第1子 | 第2子 | 第3子 |
| | 幼稚園 | 保育所 | 保育所 |
| 負担額 | - | 半額 | 無料 |

※保育料徴収基準額表（表面）注5（2）の例

③第1・2子ともに保育所入所

| | | |
|-----|-----|-----|
| | 第1子 | 第2子 |
| | 保育所 | 保育所 |
| 負担額 | 基準額 | 半額 |

※保育料徴収基準額表（表面）注5（1）の例

⑥第1・2・3子ともに保育所入所

| | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| | 第1子 | 第2子 | 第3子 |
| | 保育所 | 保育所 | 保育所 |
| 負担額 | 半額 | 半額 | 無料 |

※保育料徴収基準額表（表面）注5（2）の例
（第3階層で第1子の児童は基準額）

※③～⑥については、きょうだいが別々の施設に通っている場合でも適用されます。

は第3階層から第4階層の一部（所得割額（57,700円未満）の場合、無料になります。（注7）

は第4階層の一部（所得割額（57,700円未満）の場合、半額になります。（注7）

【問い合わせ先】

こども家庭部こども保育課（TEL 443-2165）

大山行政サービスセンターこども福祉係（TEL 483-2594）

婦中行政サービスセンターこども福祉係（TEL 465-2125）

大沢野行政サービスセンターこども福祉係（TEL 467-5830）

八尾行政サービスセンターこども福祉係（TEL 455-2461）